

1. 試験区分及び職務内容

試験区分	職務内容
一般事務職	町村長部局、教育委員会、議会事務局等に勤務し、一般行政事務に従事します。

2. 受験資格

試験区分	受験資格
上級	平成10年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方

※ 令和7年7月13日に宗谷管内町村職員採用資格試験を受験された方の再度の受験はできません。

日本国籍を有しない方又は地方公務員法第17条各号に該当する方は受験できません。

地方公務員法第16条

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者。

3. 試験方法及び内容

試験	種目	内容
第1次試験	職務能力試験	論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な出題 ※基礎的な内容が出題されますので、特別な対策や勉強は不要です。(試験時間 1時間)
	適性試験	公的部門の職員としての職務適応性について択一式による筆記試験 (試験時間 20分)
第2次試験	人物試験	個別又は集団面接による口述試験
	論文試験	文章による表現力についての筆記試験 (試験時間 1時間)

4. 試験の日時場所及び合格発表

	日 時	場 所	合格発表	
			時期	方法
第一次試験	令和7年10月25日(土)～ 令和7年11月16日(日)	最寄りのテストセンター会場 ※2	12月上旬	受験番号を各町村役場等のホームページに掲載するほか合格者にのみ通知します。
第二次試験	第1次試験の合格者にお知らせします。		12月上旬以降	合格者にのみ通知します。

※1 「テストセンター方式」は、全国の試験会場でコンピュータを使用し、受験者が希望する会場・日時(指定された期間内)で受験できます。

※2 「テストセンター会場」は全国に191カ所あります。(北海道は9カ所) *時期によって変動あり*
試験期間中に利用可能な会場については、[受験申込後に届く「試験会場予約用メール」に記載のURLからご確認ください。](#)

5. 受験手続及び受付期間

郵送申込及び直接持参による申込のいずれかの方法で申し込んで下さい。

インターネット等による受付は行いませんので、ご注意下さい。

申込受付期間	令和7年9月1日(月)から令和7年9月30日(火) ※9月30日の消印のあるものまで受付します。
申込書の入手方法	宗谷総合振興局管内各町村役場、北海道町村会のホームページより、様式をプリントアウトして下さい。この場合、試験申込書はA4サイズの用紙に両面印刷して下さい。
申込方法及び申込先	所定の試験申込書に必要事項を必ずボールペンで自筆で記入し(パソコン等で作成したものは受理できません)宗谷町村会へ郵送又は持参してください。 【提出先】：〒097-8558 北海道稚内市末広4丁目2-27 宗谷合同庁舎内 宗谷町村会 宛
テストセンター試験会場予約期間	令和7年10月6日(月)～令和7年11月14日(金)

6. 第1次試験受験時の持ち物について

①受験確認書

試験会場予約後にテストセンターから届く試験予約確認メール「受験確認書のお知らせ」を印刷のうえ持参して下さい。

②本人確認書類

本人確認のための顔写真付き身分証明書(運転免許証、マイナンバーカードなど)を提示いただきます。(必要な身分証明書の種類等詳細については、試験予約確認メール「受験確認書のお知らせ」に記載されている内容をご確認ください。

※筆記用具、メモ用紙等は不要

試験室には、身分証明書を除いて、私物の持込みは許可していません。着席時にテストセンターから筆記用具と紙が貸与され、これらを返却して退席することとなります。

7. 合格から採用まで

- (1) 第1次試験合格者は、採用候補者名簿に登載され、第2次試験を経て合格者の希望及び成績に基づき、各町村の任命権者が採用者を決定します。名簿登載者全員が採用されるものではありませんので、選考にもれた場合は、欠員補充等の機会を待たなければなりません。この採用候補者名簿は、原則として令和8年4月以降の採用に対するもので1年間有効です。
- (2) 採用者に決定した方には、直接、採用町村から合格が通知され、令和8年4月以降採用町村の職員として勤務することになります。宗谷管内各町村の令和7年9月現在の一般事務職員の採用予定は次のとおりですが、職員定数の改廃や欠員状況等により、今後、変更となることがあります。

8. 採用予定町村・採用予定者数

採用区分 町村名	一般事務職・上級	役場所在地
猿払村(さるふつむら)	採用予定者数 2名	〒098-6232 宗谷郡猿払村鬼志別西町172-1
浜頓別町(はまとんべつちょう)	採用予定者数 3名	〒098-5792 枝幸郡浜頓別町中央南1番地
中頓別町(なかとんべつちょう)	採用予定者数 3名	〒098-5595 枝幸郡中頓別町字中頓別172-6
豊富町(とよとみちょう)	採用予定者数 4名	〒098-4110 天塩郡豊富町大通6丁目
礼文町(れぶんちょう)	採用予定者数 5名	〒097-1201 礼文郡礼文町香深字トンナイ558
利尻富士町(りしりふじちょう)	採用予定者数 3名	〒097-0101 利尻郡利尻富士町鷺泊字富士野6番地
幌延町(ほろのべちょう)	採用予定者数 6名	〒098-3207 天塩郡幌延町宮園町1番地1